

新旧対象表：おきぎんSmart利用規定

青字：追記/修正箇所 赤字：改定箇所

改定後	改定前
第1条 用語の定義 (省略) 第6条 利用登録 (省略) 3. 当行は、利用登録の審査により、利用希望者が下記の事項の何れか一つにでも該当することが判明した場合、当該利用登録を承認しないことができるものとします。但し、下記事項に該当しない場合においても、当行は利用登録に対する承認を拒否することができ、またその理由について一切開示義務を負いません。 (省略) (2) 当該利用希望者が、本サービス利用に際して、おきぎん Smart 利用契約成立後において第27条に基づく利用登録抹消等のサービス利用停止措置を受けた又は受けている場合 (省略) 第15条「おきぎん Smart ローン」お取引に関する事項 当行が別途定める「おきぎん Smart ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款」「ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款」に準じます。 ※「おきぎん Smart ローン」の申込及び契約中は、第24条で定める退会をすることができないものとします。 (省略) 第20条「おきぎん Smart 定期」のお取引に関する事項 当行が別途定める「おきぎんSmart定期」利用規定および定期預金規定に準じます。 ※「おきぎん Smart 定期」を保有している間は、第24条で定める退会をすることができないものとします。 「おきぎんSmart定期」利用規定	第1条 用語の定義 (省略) 第6条 利用登録 (省略) 3. 当行は、利用登録の審査により、利用希望者が下記の事項の何れか一つにでも該当することが判明した場合、当該利用登録を承認しないことができるものとします。但し、下記事項に該当しない場合においても、当行は利用登録に対する承認を拒否することができ、またその理由について一切開示義務を負いません。 (省略) (2) 当該利用希望者が、本サービス利用に際して、おきぎん Smart 利用契約成立後において第28条に基づく利用登録抹消等のサービス利用停止措置を受けた又は受けている場合 (省略) 第15条「おきぎん Smart ローン」お取引に関する事項 当行が別途定める「おきぎん Smart ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款」「ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款」に準じます。 ※「おきぎん Smart ローン」の申込及び契約中は、第25条で定める退会をすることができないものとします。 (省略) 第20条「おきぎん Smart 定期」のお取引に関する事項 当行が別途定める「おきぎんSmart定期」利用規定および定期預金規定に準じます。 ※「おきぎん Smart 定期」を保有している間は、第25条で定める退会をすることができないものとします。 「おきぎんSmart定期」利用規定

改定後	改定前
(省略) 第 25 条 禁止事項 (省略) 6. 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は他人に著しく不快感を与える行為。以下の行為を含むがこれに限られません。 (省略) (6) 第 26 条（反社会的勢力等の排除）に定義する暴力団員等若しくは同条第 1 項各号の者または自ら又は第三者を利用して第 2 項各号の一にでも該当する行為を行う者への利益供与その他の協力行為。 (省略) 第 27 条 本サービスの提供停止及び利用登録の抹消等 1. 当行は、利用者が次の各号の事由の何れかに該当する場合、当行の裁量により、当該利用者に対する本サービスの提供を停止し、利用登録を抹消することができるものとします。 (1) 本規定上の義務（第 25 条に定める禁止事項を含みます。）に違反した場合 (省略)	(省略) 第 25 条 禁止事項 (省略) 6. 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は他人に著しく不快感を与える行為。以下の行為を含むがこれに限られません。 (省略) (6) 第 27 条（反社会的勢力等の排除）に定義する暴力団員等若しくは同条第 1 項各号の者または自ら又は第三者を利用して第 2 項各号の一にでも該当する行為を行う者への利益供与その他の協力行為。 (省略) 第 27 条 本サービスの提供停止及び利用登録の抹消等 1. 当行は、利用者が次の各号の事由の何れかに該当する場合、当行の裁量により、当該利用者に対する本サービスの提供を停止し、利用登録を抹消することができるものとします。 (1) 本規定上の義務（第 26 条に定める禁止事項を含みます。）に違反した場合 (省略)

附則

改定履歴

No.	日付	改廃区分	運用開始日	内容
1~30	省略			
31	2026.10.9	改定	2026.11.4	各条文における条項の訂正